

◆ こんな人は遺言を

Q : 私は、まだまだ元気ですが、遺言は書いておくべきだと友人が言います。やはり書いておいた方がよいのでしょうか。

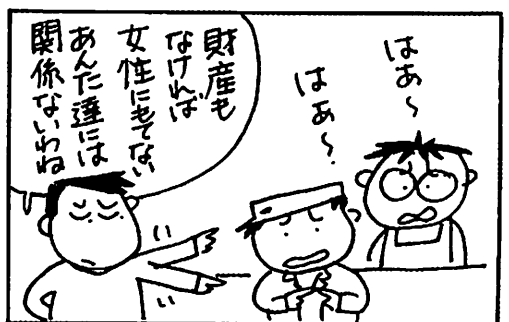
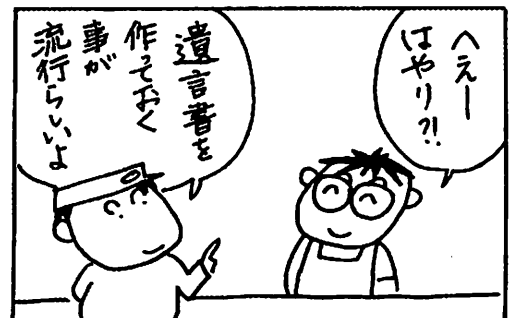
A : 遺産争いが起こりそうな人、法定相続人以外の人に財産分与を考えている人、どこかに寄付したいと思っている人などは、遺言を書いておいた方がよいでしょう。

【解説】

遺言は自分の死後、相続分や遺産分割の方法、後見人の指定、認知、排除など財産や身分関係に関するトラブルを防ぐために生前に書き残すものです。次のような人は、必ず遺言を書いておきましょう。

- (1) 遺産争いが起こりそうな人
 - ① 子供がいない人
 - ② 先妻の子と後妻の子がいる人
 - ③ 血縁関係が複雑な人
- (2) 法定相続分どおりの分割を希望していない人
 - ① 子供の中で特別に財産を多く与えたい者がいる人
 - ② 財産を与えたくない子供、兄弟がいる人
- (3) 次のような法定相続人以外の人に財産分与を考えている人
 - ① 子供の嫁
 - ② 特別に療養看護にあたった人
 - ③ 相続権のない孫や兄弟姉妹
 - ④ 内縁の妻
- (4) 財産を公益事業に寄付したい人

遺言は何度書きなおしても構いません。元気なうちに書いておいてはどうでしょう。



KIMIYO-I